

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 7 号  
2 0 1 4 年 9 月 1 6 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 田中 守殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

## 「ATC記録器のフタ外れ」に関する申し入れ

8月19日、大阪仕業検査車両所の仕業検査において、C11編成16号車のATCチャートを確認したところ、「ATC記録器のフタ」が外れている事象が発見された。該当列車の検査担当者は、職場の他の社員にも注意喚起をしてもらうためにこのことを仕業担当助役に報告した。

しかし、報告を受けた管理者はその後、この事象を職場の他の社員に注意喚起しないどころか、管理者3名は検査担当者に対して時系列等報告書の作成を強要した。

そしてその時の事象聴取の中で管理者が「書かないのなら帰さない」という発言を行った。この言動・行為はまさにパワーハラスメントであり看過することは出来ない。

よって、下記のとおり申し入れを行なうので早急に協議の場を設定するように申し入れるので労使協議の場を設定すること。

### 記

1. 当日、検査担当者から仕業担当助役が受けた「ATC記録器のフタ」に関する報告内容を明らかにすること。
2. 検査担当者は、仕業担当助役に対して職場の他の社員へ注意喚起をするようにと依頼したが、この事象の注意喚起をなぜ行わなかったのか明らかにすること。
3. 検査担当者が行った報告は、口頭の報告で事実確認は済んでいる事柄であるにも関わらず時系列等報告書を強要した理由を明らかにすること。
4. 8月20日、3名の管理者が検査担当者に対して事象聴取を行った。業務を行った社員に対する事実確認は一人で十分である。この行為は明らかに威圧・恫喝によるパワーハラスメントである。会社の見解を明らかにすること。
5. 時系列等報告書を強要した時、管理者が「書かないのなら帰さない」と言った。この発言の主旨を明らかにすること。

6. 「書かないのなら帰さない」の発言も、社員の人権を否定し、不安に落とし込める言動でありパワーハラスメントである。直ちに、発言を行った管理者は検査担当者に謝罪すべきである。
7. 口頭の報告で済む事象では、時系列等報告書作成の強要を止めること。
8. 「A T C記録器のフタ」が外れている事象は過去にも発見されており、繰り返されている事象である。会社が把握しているフタが外れる原因について明らかにすること。
9. 会社として「A T C記録器のフタ」が外れないように改良する計画があるのか明らかにすること。

以上